証券コード：5952
2020年６月11日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西高洲町９番地
アマテイ株式会社
代表取締役社長　藪 内　茂 行

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬　具

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

記

1. **日　　時**　2020年６月26日（金曜日）　午前10時（受付開始 午前９時）
2. **場　　所**　兵庫県尼崎市西高洲町９番地　当会社　１階会議室
（ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。）
3. **会議の目的事項**

報 告 事 項
1. 第79期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎ 新型コロナウイルス感染症の対策として、マスクの着用をお願いいたします。着用されない場合は、ご出席をお断りする場合がございます。
◎ 来場された株主様が体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りする場合がございます。
◎ その他、総会日時点において必要な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じてまいります。
◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申しあげます。
◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.amatei.co.jp/ ）に掲載させていただきます。
◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.amatei.co.jp/ ）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
　連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書・連結注記表
　計算書類のうち株主資本等変動計算書・個別注記表

添　付　書　類

事　業　報　告

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、上半期においては、政府の経済政策や金融政策を背景に、全産業において緩やかな回復基調で推移しましたが、下半期以降、製造業を中心に景況判断は悪化傾向が見られ、米中の貿易摩擦による景気減速懸念に加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、国内外経済の大幅な減速が懸念され、先行きも不透明な状況が強まっております。

このような事業環境のなか、当社グループ(当社及び連結子会社)の主たる事業である建設・梱包向のうち建設向は、2019年度の新設住宅着工戸数は88.4万戸(前年度95.3万戸、7.3%減)と利用関係区分で、貸家(賃貸住宅)が、賃貸住宅の施工不良問題や消費増税の影響等もあり、14.2%の大幅な減少となりました。一方、電気・輸送機器向は、自動車をはじめ輸送機器関連部品や産業機械向のライセンス製品の需要は、引き続き好調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、5,438百万円(前年度5,370百万円、1.3%増)となりました。その内訳は、建設・梱包向は36百万円増(0.9%増)、電気・輸送機器向は31百万円増(2.7%増)であります。売上総利益は、９百万円の増益となり、売上総利益率は前連結会計年度と変わらず、16.9%でありました。営業利益は、建設・梱包向は、輸入商品コスト及び製造費用、販管費の低減等により増益となり、電気・輸送機器向は、製造費用の増加により減益となりました。この結果48百万円(前年度28百万円、72.3%増)となり、経常利益は、36百万円(前年度20百万円、80.6%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券評価損38百万円を特別損失として計上し、税金費用として、法人税、住民税及び事業税が９百万円増加し、新型コロナウイルスによる経営環境の不透明さを考慮し、繰延税金資産を７百万円取崩したため、23百万円の損失(前年度45百万円の利益)となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別業績は次の通りであります。

(建設・梱包向)

建設・梱包向セグメントは、釘を多く使用する２×４等の木造の住宅着工は、新設着工の減少や施工不良問題により減少した反面、新型コロナウイルスによる仮需等もあり、下半期において釘の出荷は幾分増加しました。利益面では、新型コロナウイルスの影響により、中国からの輸入商品の大幅な入荷減に対して、国内生産にシフトしたことにより、製品在庫が大幅に減少し、製造コストは増加しましたが、前年度に比べやや増益となりました。当セグメント売上高は、4,245百

万円(前年度4,208百万円、0.9%増)となりました。セグメント利益は前年度に比べ10百万円増加し、201百万円となりました。

(電気・輸送機器向)

電気・輸送機器向セグメントは、メインユーザーの自動車業界は、ＨＶやＥＶ関連のバッテリーや自動化に伴うモーター関連について、国内外共に需要は旺盛で特殊ボルトやライセンス品のニーズが顕著でありました。ＯＡ機器関連は減少傾向にあります。利益面では、外注加工費等の製造費用が嵩み、減益となりました。この結果、当セグメントの売上高は、1,193百万円(前年度1,161百万円、2.7%増)となり、セグメント利益は前年度に比べ２百万円減少し、42百万円となりました。

以上のような状況をうけまして、当連結会計年度の配当金につきましては、１株につき1.0円の期末配当金を実施いたしたいと存じます。

事業別売上高

区　分	前連結会計年度 自2018年４月１日 至2019年３月31日		当連結会計年度 自2019年４月１日 至2020年３月31日		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
建設・梱包向	千円 4,208,429	% 78.4	千円 4,245,231	% 78.1	千円 36,801	% 0.9
電気・ 輸送機器向	1,161,903	21.6	1,193,592	21.9	31,689	2.7
合　　計	5,370,333	100.0	5,438,824	100.0	68,491	1.3

（今後の見通し）

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの影響により、世界経済が大きく減速することが懸念され、業績予想の試算については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続いた場合、建築・梱包向は、新設住宅着工の落ち込みや工事のずれ込みにより、住宅向け釘の需要減が予想されます。また、電気・輸送機器向は、自動車や産業機器メーカーの国内外での稼働調整等に伴う経済活動の停滞により、電気・輸送機器向けネジの需要減が予想されます。

現時点において、先行きの不透明感が極めて強く、当社グループといたしましては状況の変化に対応しつつ、新型コロナウイルスの収束後を見据えた取り組みを行っていきたいと考えています。

以上により、次期(2021年３月期)の通期連結業績見通しにつきましては、今後の感染拡大の状況や収束の見通し、また、住宅業界や自動車業界の動向を踏まえた上で算定する必要があり、本決算発表時においては、未定といたしました。今後、連結業績予想の算定が可能となった時点で速やかに開示いたします。

（新型コロナウイルス感染症の影響）

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言や自治体からの自主要請により、当社グループの事業所において、４月以降、テレワーク等を利用した在宅勤務を実施し、今後の売上高の減少により、生産調整を行っております。また、資金面において、感染症拡大と長期化に対する備えとして、運転資金を手厚くするため、政府系金融機関より新型コロナウイルス特別貸付制度による資金借入れを実行いたします。

新型コロナウイルス感染症の収束の時期は不透明であり、経済活動への影響を予測できない状況となっています。このため、新型コロナウイルス感染症の拡大による稼働調整や操業停止の影響は、翌期以降の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。影響額につきましては、提出日現在におきまして、合理的に算定することが困難であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、176,133千円であり、主なものは建設・梱包向における旧製品倉庫建屋改修工事29,600千円及び針金連結釘梱包ロボット31,800千円、電気・輸送機器向における脱油箱詰め装置5,363千円、中古H20FU型ヘッダー機4,165千円、万能試験機等検査機器5,136千円及び三菱クラウドサービス・サーバー更新費8,037千円等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

建設・梱包向事業は、少子化、世帯数の減少並びに住宅の長寿命化等により、国内の新設住宅着工は減少傾向にあります。また、中国を中心とする安価な釘の輸入増により、国産指定品を除き、汎用品の価格競争力が低下し、また鋼材価格等の値上がりにより製造コストの増大等のリスクがあります。一方、輸入商品において、生産国での鋼材価格や人件費等の増大による仕入価格の上昇、また環境規制問題等からくる供給の不安定さ等の事業リスクもあります。また、電気・輸送機器向事業は、特に弱電・ＯＡ機器については、最終需要家の生産拠点の海外へのシフト等に伴い、国内でのネジの事業分野は、自動車・産業機械向けが主流となっています。

当社グループとして、このような事業等のリスクに対応すべく、次の事項について積極的に挑戦し、業容の維持・拡大を図っていく所存であります。

①売上高・収益の拡大

1. 営業力強化により販路を拡大し、製販一体で、顧客ニーズに基づく新製品開発等の開発営業を展開し、売上高・収益の増大を図る。また、顧客満足度の向上を図るとともに、高付加価値製品を生産・販売する。
2. 製造コストや輸入商品価格の動向により、自社製品と輸入商品との生産、仕入、販売の最適バランス化を図る。

②販売価格の適正化

鋼材や輸入商品価格、運賃コスト等諸々のコスト上昇分を転嫁し、適正価格での販売を行う。

③コスト削減

1. 国内生産の無人化・省人化を推進し、生産性を高める。
2. ＯＥＭ提携先との関係強化及び仕入ソースの拡大による仕入コストの削減。
3. 物流を合理化・再構築することによる物流コストの低減。
4. 販管費の低減。

④新規設備投資の実施

売上高や収益の拡大が見込める分野への無人化、省人化のための生産性・生産効率を高めるべく、設備投資を積極的に行う。

⑤新規事業への展開

既存事業とのシナジー効果の見込める分野への参入を検討し、事業の多角化と売上高・収益規模の拡大を図る。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項目＼年度	第76期 2016年度	第77期 2017年度	第78期 2018年度	第79期 2019年度 (当連結会計年度)
売上高	5,114,808	5,143,610	5,370,333	5,438,824
経常利益	147,021	103,329	20,420	36,885
親会社株主に帰属する当期純損益	112,232	83,298	45,023	△23,498
1株当たり当期純損益	円 9.40	円 7.08	円 3.83	円 △2.00
総資産	5,152,822	5,144,170	5,348,851	5,457,334
純資産	1,156,028	1,220,563	1,233,772	1,198,467

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しています。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年2月16日) 等を第78期の期首から適用し、第77期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項目＼年度	第76期 2016年度	第77期 2017年度	第78期 2018年度	第79期 2019年度 (当事業年度)
売上高	4,139,855	4,071,063	4,208,911	4,245,363
経常損益	149,294	81,604	△21,356	△1,360
当期純損益	121,172	70,799	8,029	△45,363
1株当たり当期純損益	円 10.15	円 6.02	円 0.68	円 △3.85
総資産	3,896,445	3,858,825	3,975,281	3,938,656
純資産	946,094	995,686	965,600	904,544

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しています。

2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年2月16日) 等を第78期の期首から適用し、第77期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 主要な事業内容

当企業集団は、下記製品の製造、販売を主要な事業内容としております。

部　　門	主　要　製　品
釘　事　業	丸釘、スクリュー釘、セメントコート釘、コンクリート釘、軸組・枠組工法用釘、カラーネイル、ステンレス釘、マガジンネイル、ラウンドネイル（樹脂連結、針金連結、シート連結）、ステンレスラウンドネイル（シート連結、針金連結）
ネ　ジ　事　業	マガジンタップスクリューネジ、シート連結ネジ、ステンレスシート連結ネジ、精密機器用ネジ、自動車部品用ネジ、樹脂用ネジ
そ　の　他	建築用資材、釘打機

(7) 主要な営業所及び工場

名　称	所　在　地
（当　社）	
本社工場	兵庫県尼崎市西高洲町9番地
本社事務所	兵庫県尼崎市開明町2-11神鋼建設ビル8F
東京営業所	千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト27F
名古屋営業所	名古屋市西区城町122-1 アドバンスオフィス城102
福岡営業所	福岡市博多区東光寺町1-11-7
（㈱ナテック）	
本社事務所	埼玉県草加市高砂2-2-34
岩手工場	岩手県奥州市江刺区岩谷堂松長根58-6

(8) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数　　175名　　(前連結会計年度末比９名減)

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
102名	10名減	43.8歳	14.8年

(注) 従業員数には使用人兼務役員３名を除いています。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社ナテック	96,000	85	ネジ製造・販売

(注) 株式会社ナテックは連結子会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	千円
株式会社日本政策金融公庫	772,242
株式会社三井住友銀行	616,026
株式会社みずほ銀行	609,190
株式会社商工組合中央金庫	403,135
株式会社京都銀行	138,005
株式会社山陰合同銀行	70,000
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	67,097

2. 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　32,000,000株

(2) 発行済株式の総数　12,317,000株（自己株式549,004株を含む）

(3) 当事業年度末の株主数　2,179名（前事業年度末比378名減）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	3,132,000	26.61
株式会社神戸製鋼所	2,588,000	21.99
森一成	580,400	4.93
上田八木短資株式会社	220,300	1.87
樽谷包装産業株式会社	200,000	1.70
日本製線株式会社	140,200	1.19
損害保険ジャパン株式会社	135,000	1.15
林勇一郎	122,900	1.04
マネックス証券株式会社	108,713	0.92
松井証券株式会社	107,700	0.92

（注）当社は自己株式549,004株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藪内茂行	
常務取締役	和田喜夫	営業本部長
取締役	石野栄一	経営管理本部長
取締役	山本信之	生産本部長
取締役	鈴木明	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱執行役員自動車鋼材本部長
取締役	木本和彦	㈱神戸製鋼所執行役員鉄鋼事業部門企画管理部、線材条鋼営業部、厚板営業部の担当、同線材条鋼分野海外拠点の担当
(常勤)監査役	濵口真一	
監査役	田中康博	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱執行役員大阪支社長
監査役	高丸明	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱事業総括部長
監査役	塩野隆史	弁護士

(注) 1. 2019年６月26日開催の第78回定時株主総会において、次の取締役が新たに選任され、同日付で就任いたしました。
取締役　2019年６月26日付　山本信之
取締役　2019年６月26日付　木本和彦
2. 後藤哲也氏及び西村　悟氏は、2019年６月26日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役のうち、鈴木　明氏及び木本和彦氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役の田中康博氏、高丸　明氏及び塩野隆史氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役のうち、塩野隆史氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、東京証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

東京証券取引所の定める独立役員であり社外監査役である塩野隆史氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令の規定する額を限度として、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の額
	名	千円
取締役	5	46,445
監査役	2	14,062
（うち社外監査役）	（1）	（1,800）
合計	7	60,508

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれていません。
2. 役員報酬等の金額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
当社の役員の報酬額は、2007年６月28日の定時株主総会において役員賞与・役員退職慰労引当金繰入額も含めて取締役については年総額120,000千円以内、監査役については年総額30,000千円以内と決議されています。
その算定方法の決定に関する方針は、「役員報酬表」において、取締役と監査役に区分して、株主総会において定められた限度内の金額で各役員に配分すると定めています。
3. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額11,725千円（取締役10,262千円、監査役1,462千円）が含まれております。また、2019年６月26日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金として、取締役１名に対し12,975千円を支払っております。
4. 上記監査役のうち１名の監査役は社外監査役であります。他の会社役員等との兼務者である社外取締役３名、社外監査役２名については報酬は支給していません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	関 係 内 容
取締役	鈴木　明	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱	執行役員 自動車鋼材本部長	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱は当社の株式を26.61% 所有する関係会社であり、主原料である線材等を仕入れております。
取締役	木本 和彦	㈱神戸製鋼所	執行役員 鉄鋼事業部門企画管理部、線材条鋼営業部、厚板営業部の担当、同線材条鋼分野海外拠点の担当	㈱神戸製鋼所は当社の株式を21.99%所有する関係会社であり、主原料である線材の供給を受けております。
監査役	田中 康博	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱	執行役員 大阪支社長	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱は当社の株式を26.61%を所有する関係会社であり、主原料である線材等を仕入れております。.
監査役	高丸　明	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱	事業総括部長	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱は当社の株式を26.61%を所有する関係会社であり、主原料である線材等を仕入れております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	鈴木　明	当期に開催された定例取締役会７回全てに出席し、主として販売面での助言等議案審議に必要な発言助言を適宜行っております。
社外取締役	木本 和彦	取締役就任後に開催された定例取締役会５回のうち４回に出席し、主として販売面及び原材料問題等に対する助言等議案審議に必要な発言助言を適宜行っております。
社外監査役	田中 康博	当期に開催された定例取締役会７回及び当期に開催された監査役会８回全てに出席し、他社での経営管理業務全般に携わった経験を活かし、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	高丸　明	当期に開催された定例取締役会７回及び当期に開催された監査役会８回全てに出席し、他社での経営管理業務全般に携わった経験を活かし、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	塩野 隆史	当期に開催された定例取締役会７回及び当期に開催された監査役会８回全てに出席し、弁護士並びに独立役員の立場から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ネクサス監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬額
①公認会計士法(昭和23年法律第103号)第２条第１項の業務に係る報酬等の額	16,500千円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人が過去２年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に会社法第340条第１項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案し、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社定款に定めはありますが、契約は締結しておりません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正性を確保するための体制の整備を行うための基本方針を定めています。

・取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1) 当社及び子会社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「企業行動基準」を定め、全取締役及び従業員に周知徹底する。

2) 体制を機能させるため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、管理部門担当の取締役をコンプライアンス・リスク管理担当取締役として選任し、年１回以上コンプライアンス・リスク管理委員会を開催する。各担当取締役は各業務のコンプライアンス・リスクを分析し、対策を具現化する。

3) 監査室は内部監査規程に基づき内部統制監査を実施し、コンプライアンスの徹底を図るとともに、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 当社及び子会社は「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

2) 取締役及び監査役は、必要に応じて当該文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社及び子会社は、リスク管理に係る基本的事項を定めたリスク管理規程を制定し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を図る。

2) コンプライアンス・リスク管理委員会において、リスク領域毎のリスクを洗い出し、予防的な対策を具体化するなど総合的な管理体制をとる。

④ 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社は、取締役が営業本部、生産本部、経営管理本部の責任者として業務遂行しており、経営方針の周知徹底と同時に事業計画の遂行を効率的に行える体制をとっている。また、定例の取締役会を原則として年６回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行うほか、原則、毎週１回常勤役員による役員連絡会議を開催し、経営課題の解決を迅速に図っている。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)当社は、子会社のコンプライアンス体制やその他の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、財務報告の信頼性を確保するために、指導及び支援を行う。

2)子会社の事業運営については、子会社の独立性を確保しつつ、当社の取締役(2020年３月31日現在、子会社の取締役を２名、監査役を１名が兼務)は、子会社の開催する取締役会に出席し、決算の把握、重要事項の審議等を行い、子会社の業務執行を監督する。

3)グループ監査の一環として、会計監査人による監査を実施されています。

4)当社の監査役は、子会社の決算期末並びに第２四半期末の決算監査を実施する。

5)当社及び子会社との間で不適切な取引又は会計処理がなされぬよう子会社との情報交換を行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

1)監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを監査役から求められた場合、主に監査室所属の従業員(以下、監査室員とする)が対応する。

2)監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。

3)取締役は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員が監査役の命令事項を実施するために必要な環境の整備を行う。

⑦ 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1)当社は、監査室に監査役会を補助する監査室員を置き、当該従業員の人事等については、人事担当取締役と監査役会とで意見交換を行う。

2)監査室員の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、監査室員は、職務の兼務を妨げられないが、監査役会は、兼任職務内容の変更を請求することができる。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1)取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく監査役に報告を行う。

2) 取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令・定款に違反する事実、当社及び子会社等の会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項を遅滞なく監査役に報告を行う。

3) 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、会計監査人、監査室、子会社の監査役、また、必要に応じて顧問弁護士と情報交換に努めるとともに、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

2) 監査役会は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催するとともに、必要に応じて、会計監査人、取締役、監査室等の従業員その他の者に対して報告を求めることができる。

3) 当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用を請求したときは、当該費用が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務の執行について

当社は、取締役会・監査役会を基本機構とし、取締役会は迅速かつ的確な経営判断を行い、経営課題や重要事項を決定するため原則として年６回開催しています。取締役会には監査役が常時出席し、取締役の業務執行状況を監督しています。

また、代表取締役社長は常勤取締役をメンバーとする役員連絡会を毎週１回開催しています。その他、代表取締役社長は、常勤取締役及び課長以上の管理職をメンバーとする幹部会を開催し、業務執行の円滑化及びリスク管理強化を行っています。連絡会及び幹部会には常勤監査役も出席しています。

② リスク管理体制について

当社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「企業行動基準」を定め、全取締役及び従業員に周知徹底させています。また、組織横断的なリスク状況の掌握・監視並びにその対応は経営管理部門が行い、各部門所管業務に付随するリスクの管理はその担当部門が行うこととなっています。この体制を機能させるため、代表取締役社長を委

員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を年２回開催し、各部門の担当取締役はリスクの洗い出しを行い、予防的な対策を具体化する等の総合的管理体制を取っています。

③ 内部監査の実施について

当社は、代表取締役社長直轄の監査室（室長１名、室員２名）を設置し、監査役並びに会計監査人との連携を取りながら、当社において内部統制が有効に機能しているかを監視しています。定期又は臨時の監査を実施し、各種法令の遵守、リスク回避体制の確認、指導を重点項目として監査を行っています。

④ 監査役の職務の執行について

当社は監査役会を設置しています。公平な監査が行われるように、当社の監査役会は、常勤監査役１名と社外監査役３名で構成され、取締役会の影響を受けない独立した経営監査を実施しています。常勤監査役は常時社内の業務執行の状況を監査しています。監査役は、取締役会及び重要な会議に出席する他、業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行について監査を行っています。また会計監査人と相互に連携を取り、監査計画及び監査状況等の報告を受ける等、適宜に必要な情報交換、意見交換を行っています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する濫用的買収者が出現した場合については適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要施策のひとつと位置づけており、企業価値向上に努め、財務体質の強化に取り組んでおります。内部留保につきましては、製品開発、競争力向上、収益向上を図るため、有効投資に備える所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当金につきましては、財政状況、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案し、決定しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**3,387,823**	**流動負債**	**2,963,404**
現金及び預金	615,567	支払手形及び買掛金	608,605
受取手形及び売掛金	1,491,922	電子記録債務	257,602
電子記録債権	185,755	短期借入金	1,764,358
商品及び製品	591,902	未払金	66,650
仕掛品	253,559	未払法人税等	17,632
原材料及び貯蔵品	235,870	未払消費税等	40,632
前払費用	11,956	未払費用	51,477
未収入金	1,273	賞与引当金	25,556
その他	14	その他	130,888
		固定負債	**1,295,462**
固定資産	**2,069,510**	長期借入金	1,052,371
有形固定資産	**1,870,799**	繰延税金負債	3,641
建物及び構築物	438,771	役員退職慰労引当金	47,330
機械装置及び運搬具	522,253	退職給付に係る負債	188,582
土地	733,542	資産除去債務	3,536
建設仮勘定	136,050	**負債合計**	**4,258,867**
その他	40,181	(純資産の部)	
無形固定資産	**42,797**	**株主資本**	**1,150,944**
ソフトウェア	42,797	**資本金**	**615,216**
その他	0	**資本剰余金**	**40,181**
投資その他の資産	**155,913**	**利益剰余金**	**544,615**
投資有価証券	37,579	**自己株式**	**△49,068**
繰延税金資産	12,654	**その他の包括利益累計額**	**3,416**
その他	117,595	その他有価証券評価差額金	3,416
貸倒引当金	△11,916	**非支配株主持分**	**44,106**
		純資産合計	**1,198,467**
資産合計	**5,457,334**	**負債・純資産合計**	**5,457,334**

連結損益計算書

（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		5,438,824
売上原価		4,518,625
売上総利益		**920,198**
販売費及び一般管理費		871,623
営業利益		**48,574**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,071	
その他	5,854	7,926
営業外費用		
支払利息	17,264	
売上割引	1,631	
その他	719	19,615
経常利益		**36,885**
特別利益		
投資有価証券売却益	6,301	
補助金収入	10,000	16,301
特別損失		
投資有価証券評価損	38,532	
固定資産除却損	2,628	
固定資産圧縮損	10,000	51,160
税金等調整前当期純利益		**2,026**
法人税、住民税及び事業税	14,270	
法人税等調整額	7,369	21,639
当期純損失		**19,613**
非支配株主に帰属する当期純利益		**3,885**
親会社株主に帰属する当期純損失		**23,498**

貸　借　対　照　表

（2020 年 3 月 31 日 現 在）

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,574,814**	**流動負債**	**2,214,423**
現金及び預金	509,600	支払手形	39,198
受取手形	303,904	電子記録債務	103,326
電子記録債権	117,996	買掛金	493,309
売掛金	736,862	短期借入金	1,382,078
商品及び製品	484,669	未払金	37,932
仕掛品	153,965	未払法人税等	5,332
原材料及び貯蔵品	197,869	未払事業所税	13,000
関係会社短期貸付金	60,000	未払消費税	33,398
その他	9,946	未払費用	31,802
固定資産	**1,363,842**	賞与引当金	23,267
有形固定資産	**1,175,791**	その他	51,776
建物	1,282,146		
減価償却累計額	△1,005,345	**固定負債**	**819,688**
建物（純額）	276,801	長期借入金	621,303
構築物	198,400	退職給付引当金	162,073
減価償却累計額	△166,893	役員退職慰労引当金	33,025
構築物（純額）	31,506	資産除去債務	3,287
機械及び装置	2,576,818		
減価償却累計額	△2,255,413		
機械及び装置(純額)	321,405	**負債合計**	**3,034,111**
車両運搬具	62,681	（純資産の部）	
減価償却累計額	△57,849	**株主資本**	
車両運搬具(純額)	4,831	**資本金**	**615,216**
工具、器具及び備品	120,494	**資本剰余金**	
減価償却累計額	△107,344	資本準備金	40,181
工具、器具及び備品(純額)	13,150	資本剰余金合計	**40,181**
土地	528,095	**利益剰余金**	
無形固定資産	**33,820**	利益準備金	146,000
ソフトウェア	33,820	その他利益剰余金	148,798
投資その他の資産	**154,230**	繰越利益剰余金	148,798
投資有価証券	20,356	利益剰余金合計	**294,798**
関係会社株式	17,372	**自己株式**	**△49,068**
長期貸付金	384	**株主資本合計**	**901,128**
長期前払費用	6,836	**評価・換算差額等**	
保険積立金	79,558	その他有価証券評価差額金	3,416
繰延税金資産	12,654	**評価・換算差額等合計**	**3,416**
その他	28,982		
貸倒引当金	△11,916	**純資産合計**	**904,544**
資産合計	**3,938,656**	**負債・純資産合計**	**3,938,656**

損　益　計　算　書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

科　　目	金　　額	
	千円	千円
売上高		4,245,363
売上原価		3,524,479
売上総利益		**720,883**
販売費及び一般管理費		714,463
営業利益		**6,419**
営業外収益		
受取利息	613	
受取配当金	2,058	
その他	3,875	6,548
営業外費用		
支払利息	11,995	
売上割引	1,631	
その他	701	14,328
経常損失		**1,360**
特別利益		
投資有価証券売却益	6,301	6,301
特別損失		
固定資産除却損	2,022	
投資有価証券評価損	38,532	40,554
税引前当期純損失		**35,613**
法人税、住民税及び事業税	1,970	
法人税等調整額	7,780	9,750
当期純損失		**45,363**

独立監査人の監査報告書

2020年５月８日

アマテイ株式会社
取締役会御中

ネクサス監査法人
大阪府大阪市

代表社員 業務執行社員　公認会計士　藤井栄喜　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　橋爪健治　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　長野秀則　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アマテイ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマテイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月８日

アマテイ株式会社
取締役会御中

ネクサス監査法人
大阪府大阪市

代表社員 業務執行社員　公認会計士　藤井栄喜　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　橋爪健治　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　長野秀則　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アマテイ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、監査項目、各監査役の業務の分担を定め、取締役会等の意思決定並びにその執行状況の監査等を重点監査項目として、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査項目、各監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、役員連絡会、幹部会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、コンプライアンス・リスク管理委員会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月18日

アマテイ株式会社　監査役会

常勤監査役　濵　口　真　一　㊞

社外監査役　田　中　康　博　㊞

社外監査役　高　丸　　明　㊞

社外監査役　塩　野　隆　史　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき１円　　総額　11,767,996円

③剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって取締役６名は任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	藪内茂行（やぶうちしげゆき） （1956年8月4日）	1980年４月　丸紅株式会社　入社 2001年10月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社　転籍 鋼材第一本部自動車鋼材部自動車鋼材第一課長 2004年８月　広州紅忠汽車鋼材部件有限公司 董事兼総経理 2009年４月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社鋼材第二部長 2012年４月　同社 執行役員　鋼材第三本部長 2012年６月　当社　取締役 2015年４月　紅忠スチール株式会社　代表取締役社長 2017年４月　同社　顧問 2017年６月　当社　顧問 2017年６月　当社　代表取締役社長（現任） 【選任理由】 藪内茂行氏は、その他の関係会社である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の執行役員、その事業会社での代表取締役、当社での社外取締役の経験を有し、鉄鋼業界や経営に広い見識を活かし代表取締役として３年間当社の経営に携わり、引き続き当社の経営を牽引していくと見込まれることから取締役候補者といたしました。	9,215株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	石野栄一（いしのえいいち） （1956年11月25日）	1979年４月　神東塗料株式会社　入社 1992年４月　株式会社新井組　入社 2004年１月　当社　入社 2010年４月　当社　経営管理本部総務財経部長 2013年７月　当社　経営管理本部長兼総務財経部長 2014年６月　当社　取締役経営管理本部長（現任） 【選任理由】 石野栄一氏は、40年近くに亘る会計、財務及び経営管理全般に関する経験と見識を有しており、最高財務責任者として携わってきました。今後も更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者といたしました。	10,805株
3	山本信之（やまもとのぶゆき） （1958年10月6日）	1982年４月　株式会社神戸製鋼所　入社 2000年10月　同社　鉄鋼事業本部線材条鋼商品技術部　主任部員 2010年７月　株式会社セントラルヨシダ　出向伸線技術部長 2013年４月　同社 執行役員伸線技術部長 2019年１月　当社　顧問 2019年６月　当社　取締役生産本部長（現任） 【選任理由】 山本信之氏は、その他の関係会社である株式会社神戸製鋼所などの生産部門で工場管理や生産技術・品質管理の経験と見識を有しており、当社において生産性や品質の向上などに携わってきました。今後も更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者といたしました。	3,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	※ 井ノ上剛志（いのうえたけし） （1965年9月27日）	1988年４月　丸紅株式会社　入社 2004年10月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社　転籍 2014年４月　広州紅忠汽車鋼材部件有限公司出向　董事（兼）総経理 2018年４月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社　自動車鋼材第二部長 2019年４月　同社　自動車鋼材本部　本部長代行（兼）自動車鋼材第二部長 2020年４月　同社　執行役員　自動車鋼材本部長（現任） （重要な兼職の状況） 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社　執行役員　自動車鋼材本部長 【選任理由】 井ノ上剛志氏は、その他の関係会社である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の執行役員であり、企業における豊富な実務経験及び鉄鋼分野における幅広い見識を有していることから、社外取締役候補者といたしました。	0株
5	※ 高丸明（たかまるあきら） （1961年9月6日）	1985年４月　丸紅株式会社　入社 2001年10月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社　転籍 2010年４月　P.T POSMI STEEL, INDONESIA　出向　PRESIDENT DIRECTOR 2015年４月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社　大阪支社長代行（兼）大阪薄板部長 2018年４月　同社　事業総括部長 2018年６月　当社　監査役（現任） 2020年４月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社　執行役員　大阪支社長（現任） （重要な兼職の状況） 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社　執行役員　大阪支社長 【選任理由】 高丸明氏は、その他の関係会社である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社や、その事業会社において、鉄鋼業界や経営に広く携わり、当社の社外監査役の経験も有しております。それらの幅広い経験と知見を有していることから社外取締役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	木本和彦（きもとかずひこ） （1965年9月15日）	1988年４月　株式会社神戸製鋼所　入社 2016年４月　同社　鉄鋼事業部門営業総括部長 2018年４月　同社　執行役員　鉄鋼事業部門企画管理部、原料部、資材部の担当 2019年４月　同社　執行役員　鉄鋼事業部門企画管理部、線材条鋼営業部、厚板営業部の担当、同線材条鋼分野海外拠点の担当 2019年６月　当社　取締役（現任） 2020年４月　株式会社神戸製鋼所　常務執行役員　鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長、同営業全般の担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社神戸製鋼所　常務執行役員　鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長、同営業全般の担当 【選任理由】 木本和彦氏は、その他の関係会社である株式会社神戸製鋼所の常務執行役員であり、企業における豊富な実務経験及び鉄鋼メーカーで培われた幅広い見識を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。	0株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．井ノ上剛志氏、高丸　明氏及び木本和彦氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であり、３氏は会社法施行規則第２条第３項第19号に定める特定関係事業者の業務執行者であります。
３．高丸　明氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年であります。また、木本和彦氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって１年であります。
４．当社取締役候補者の所有する株式の数には、アマテイ役員持株会における本人の持分を含めております。
５．※印は新任候補者であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役濵口真一氏、田中康博氏、高丸　明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、事前に監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	濵口　真一（はまぐち　しんいち） （1958年3月7日）	1981年４月　丸紅株式会社　入社 2001年10月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社　転籍 2005年４月　同社　大阪管理部　部長代行 2009年４月　伊藤忠丸紅テクノスチール株式会社　経営企画部長 2013年４月　同社　取締役　管理本部長 2016年１月　伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社　執行役員　関西支社長 2018年６月　当社　顧問 2018年６月　当社　監査役（現任） 【選任理由】 濵口真一氏は、その他の関係会社である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社や、その事業会社において、鉄鋼業界や経営に幅広く携わり、特に財務・会計分野には高い知見を有しています。引き続き当社の経営執行の監査に反映していただくため、監査役候補者といたしました。	6,328株
2	※ 中川　泰三（なかがわ　たいぞう） （1964年10月25日）	1988年４月　丸紅株式会社　入社 2004年10月　伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社　転籍 2005年９月　同社　鋼材第二本部総括室　室長代行 2010年２月　同社　中国総代表付（兼）上海支店 2018年４月　同社　事業総括部　部長代行（現任） （重要な兼職の状況） 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社　事業総括部　部長代行 【選任理由】 中川泰三氏は、その他の関係会社である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社において、鉄鋼業界や経営に広く携わり、幅広い知見を有していることから社外監査役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※ 米田小百合（よねださゆり） （1967年1月31日）	1990年９月　中央新光監査法人大阪事務所　入所 1994年４月　公認会計士登録 1997年４月　税理士登録 米田公認会計士事務所　開設（現在に至る） 1998年８月　神陽監査法人　入所 2000年７月　神陽監査法人　パートナー 2019年６月　神陽監査法人　退所 （重要な兼職の状況） 米田公認会計士事務所所長　公認会計士・税理士 【選任理由】 米田小百合氏は、公認会計士・税理士として会計・財務についての高度な能力・見識を有し、上場会社の監査業務の豊富な経験も有しております。前述の実務経験を有することから、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。	0株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．中川泰三氏及び米田小百合氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。中川泰三氏は、会社法施行規則第２条第３項第19号に定める特定関係事業者の業務執行者であり、米田小百合氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
３．米田小百合氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令の規定する額を限度として、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
４．※印は新任候補者であります。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される和田喜夫氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法などは、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
和田（わだ）　喜夫（よしお）	2014年６月　当社取締役 2016年６月　当社常務取締役　現在に至る

以　上

〈メ　モ　欄〉

第79回定時株主総会会場

開催場所　　兵庫県尼崎市西高洲町９番地　当会社１階会議室

電話（06）6411－1235

最 寄 駅　　阪神電鉄　出屋敷駅下車南へ　徒歩約10分

